

新年は1月8日(木)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行  
東葛総合法律事務所  
編集責任者 萩原得誉  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319

# あけましておめでとうございます 2015年 元旦



富士山とご来光

ぽんこつわい



代表弁護士 蒲田 孝代

寒い日が続いており  
ますが、キリリと冷  
えた空気が冬らしく、  
清々しい気持ちになり  
ます。

一方、清々しさとは無縁なのが現在の政治情勢です。民意が反映されず与党の一人勝ちとなりやすい小選挙区制、一票の格差など選挙制度の問題点はそのままに、根拠薄弱な選挙がくり広げられました。安倍政権は経済政策を前面に押し出しつつ、特定秘密保護法施行や集団的自衛権の容認など、この国の平和、自由、人権を切り崩す政策を次々と強行しています。

私たちは今まさに、自分たちの人権と民主主義を守り活かす覚悟を試されているのではないのでしょうか。

## 東葛総合法律事務所

- 代表 弁護士 蒲田 孝代
- 弁護士 福富美穂子
- 弁護士 齋藤雅子
- 弁護士 宗みなえ
- 弁護士 萩原得誉
- 弁護士 長浜有平
- 弁護士 藤吉彬
- 事務局長 富田常雄
- 事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

第4回

# 表現の自由と ヘイトスピーチ

第4回は「表現の自由」と「ヘイトスピーチ」について考えます。(今回から、本記事のシリーズ名を「シリーズ憲法を考える」に変更します。)

## 表現の自由とその重要性

「表現の自由」については、憲法第21条に「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定されています。

これは、自分の考えや思い・意見・主張などを様々な方法・手段で外部に伝える自由を保障する条文です。たとえ政権与党に不都合な言論や集会でも、国家がそれを規制することは、原則として認められません。

シリーズ第2回の繰り返しになりますが、表現の自由が重要な理由は、一つは、人は自分の考えを他人に伝え、他人から意見を受け取って意見交

うなこともできなくなるでしょう。

もう一つの理由は、国民一人ひとりの自由な発言や討論が政治に反映されてはじめて、民主主義の社会を実現できるからです。表現の自由が認められていないからこそ、政権与党の政策と違う意見を持つ国民でも、代表を

## どんな表現が許されるの

議会に送り出して主張することができません。集会・デモ・チラシ・機関誌発行などによって、政策決定過程や議会での議論に影響を与え、より良い政策を実現することもできるのです。

公共の道路でのチラシ配布やハンドマイク宣伝は基本的に自由にできます。配布や宣伝をしている際に、「許可を取っているのか」と質問されることがありますが、これは、道路交通法第77条1項4号を根拠にしている質問だと思われます。しかし、通常のチラシ配布(一人または少数人数で、人の通行を妨害しないよういつでも移動できる状態で通行人にチラシを配布するような場合)には許可は不要という確定判決があります。公共の道路で通常の方法で行う配布や宣伝は、表現の自由の範疇であり、許可は不要です。ただし、駅構内など私有地での配布や宣伝については、所有者・管理者による規制を受け



るので、注意が必要です。

しかし、何を言おうと書こうと自由にできるわけではありません。シリーズ第2回でも書いたとおり、ある表現行為が他人のプライバシーを侵害するなど他者の人権との衝突があるような場面では、憲法第13条の「公共の福祉」という概念で調整がはかられます。

## ヘイトスピーチはあり?

では、いま大きな社会問題となっているヘイトスピーチについてはどう

でしょうか。

ヘイトスピーチとは、「国籍や人種、宗教など特定の属性を持つ集団への暴力や差別をおおったり、侮辱したりする行為」(「朝日デジタル」用語解説より)のことです。

報道でご存知の方も多々ありますが、裁判になった事件では、一昨年、昨年と京都府の朝鮮学校へのヘイトスピーチに関して初めての判決(京都地裁・2013年10月7日、大阪高裁・2014年7月8日)が出されました。判決の認定によれば、「在日特権を許さな

い市民の会」(在特会)らが京都朝鮮第一初級学校(当時)などに押しかけ、2009年12月に学校の門前で約50分間、2010年1月に学校の周囲を2時間半以上、同年3月には同じ区内の公園から出発して1時間半以上にわたり街宣を行いました。在特会からは「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」、「犯罪者に教育された子ども」、「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人とは約束は成立しません」、「端のほう歩いてつたらええんや、初めから」ゴミはゴミ箱に、朝鮮人は朝鮮半島にとつとと帰れ」等の怒号を繰り返してインターネットを通じて不特定多数に公開し、誰でも閲覧・保存できる状態になりました。1回目の街宣の際には、低学年の教室では教職員が教室の窓とカーテンを閉め、高学年の教室では交流会で流していた音楽の音量を上げたけれども防ぎきれず、低学年の児童の多くが恐怖で泣き出した。児童の安全確保のために下校時刻を1時間程度遅らせざるを得なくな



るなど、学校側は極度の混乱状態に陥れられました。2回目の街宣の際には、学校側は、街宣の様子を児童の目に触れさせないために、予定外の課外授業に変更することを余儀なくされました。

### ヘイトスピーチはなし!

こうした行為も「表現の自由」として許容されるのでしょうか。当然そのようなことはありません。1審・2審の両判決では、在特会らの行為は人種差別撤廃条約第1条1項が禁止する人種差別

であると認定し、こうした卑劣な行為をしておきながら、「表現の自由の範疇である」などと正当化しようとした在特会らの主張を明確に否定しています。2審判決では、このような行為は憲法第13条の「公共の福祉」に反し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えており、法的保護に値しないとして、1審に引き続き、在特会に対し損害賠償を命じています。(なお、本稿執筆後、最高裁により在特会の賠償責任を認める判決が出され、確定しています。)

このような事例は氷山の一角で、在特会などの団体による在日外国人の排斥を訴えるデモ活動は全国で活発化しています。しかし、右の裁判例が示すように、人種差別を扇動し、人間の尊厳を傷つけるヘイトスピーチは、憲法の保障する表現の自由の範囲を超えています。日本は国連の「自由権規約」を批准していますし、前述の判決で言及があった国連の「人種差別撤廃条約」にも加入しています。これら日本が守るべき条約によってもヘイトスピーチ規制が求められていきますし、国連の人種差別撤廃委員会から

### 過度な規制に注意を

その一方で、行き過ぎた対策が取られた場合、表現の自由を侵害し、言論統制を招く危険性もあります。シリーズ第2回で紹介したとおり、自民党は改憲草案第12条で、人権の行使について「公益及び公の秩序に反してはならない」と、現行憲

法の「公共の福祉」と全く異なる抽象的な概念を持ち出して人権を制約しようとし、草案第21条でも、新設の第2項で「公益及び公の秩序」により表現の自由を制約しようとしています。一昨年12月には、表現の自由の当然の前提として保障される「知る権利」を侵害する秘密保護法が強行採決されましたが、この中心にいたのも自民党でした。(なお、本稿執筆後の昨年12月10日に同法は施行されてしまいました。)

さらに、昨年8月に同党が「ヘイトスピーチ対策」と称して開いたプロ

### 求められる監視の目

言論統制という重大な人権制限を引き起こさず、ヘイトスピーチという深刻な人権侵害を防ぐにはどうすればいいのか。

早急に対策を考えなければなりません。憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と定めています。まさに今、国民一人ひとりにその努力が求められています。ヘイトスピーチとその規制をめぐる動向を厳しく監視していきましょう。

(本文・イラスト 当事務所憲法委員会)

### アスベスト訴訟

## 判決2連発

### 国の責任認める

弁護士 宗 みなえ



ける石綿被害の原点ともいわれる『大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟』の最高裁判決があり、国の賠償責任が認められました。

重篤な健康被害を受けたというのが、この事件です。国は、既に1937年から泉南地区の石綿工場の労働環境を調査しており、深刻な健康被害を把握していました。しかし、石綿工場で働く人たちの生命と健康を守る規制や対策を怠りました。その国の怠慢を、最高裁が明確に断罪したのが今回の判決です。実は、泉南アスベスト一陣訴訟大阪高裁判決は、経済発展のためには労働者の生命・健康が犠牲に

なつてもやむを得ないと言わんばかりの理由で原告を全面敗訴させていました。最高裁が今回、そのような人命軽視の高裁判決を覆したという点も重要です。

大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決に続き、2014年11月7日、建築職人さんたちが石綿建材による健康被害に対する賠償を求めた九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決が言い渡されました。以前詳しく報告しました

首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決に続き、国の賠償責任を認める原告勝訴判決でした。これで、建築現場の建材からの石綿曝露被害については、国の責任が認められる流れが定着したといえます。

に極めて有害だと知りつつ石綿建材を販売し、被害を増大させました。毒を売った企業が被害者に賠償するのは当然のことであるのに、企業を免責するなど許されません。首都圏建設アスベスト訴訟も現在、一陣訴訟が東京高裁で、二陣訴訟が東京地裁と横浜地裁で闘われています。必ずや国と企業の賠償責任を認めさせるという意気込みで弁護団一同奮闘していますので、これからも注目して下さい。

度々「カットび」紙面でもご報告しています石綿(アスベスト)による健康被害の裁判。2014年10月9日、日本にお

多くなり、石綿布等を生産する小さな町工場が多くありました。その石綿工場に働いていた人等が大量の石綿を吸い込み、

は、ヘイトスピーチを法律で規制するよう勧告が出されてもいます。もはや、対策を取らずに放置することは許されません。

法は「公共の福祉」と全く異なる抽象的な概念を持ち出して人権を制約しようとし、草案第21条でも、新設の第2項で「公益及び公の秩序」により表現の自由を制約しようとしています。一昨年12月には、表現の自由の当然の前提として保障される「知る権利」を侵害する秘密保護法が強行採決されましたが、この中心にいたのも自民党でした。(なお、本稿執筆後の昨年12月10日に同法は施行されてしまいました。)

さらに、昨年8月に同党が「ヘイトスピーチ対策」と称して開いたプロ

求められる監視の目

早急に対策を考えなければなりません。憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と定めています。まさに今、国民一人ひとりにその努力が求められています。ヘイトスピーチとその規制をめぐる動向を厳しく監視していきましょう。



えん罪  
布川事件

国賠訴訟 提訴から2年  
国は証拠開示を

弁護士 福富美穂子



経過しました。

布川事件は、検察官が櫻井さんや杉山さんに有利な証拠、無罪方向の証拠を隠し持ったまま、曖昧な証拠のみを裁判所に提出し、裁判官をも欺いたことよって生まれたと言っても過言ではありません。38年ぶりに開示された数多くの証拠が、再審の扉を開き、櫻井さんらの無罪確定に大きな

勝ち取った櫻井さんが、国と茨城県を被告として国家賠償請求訴訟を提起したのが2012年11月。早いもので、もう2年が

法教育の  
大切さ

弁護士 長浜有平



の主催で、第4回目の中高校生向け模擬裁判を開催しました。これまでは、刑事裁判を題材にしてきましたが、今回は初めて民事裁判を題材にしました。もともと、我々からすると、刑事裁判でも民事裁判でも、参加してくれた生徒さんたちに学んでもらいたいことには変わりありません。

裁判官役の生徒さんたちは、原告の言い分だけを聞けば原告の主張がもつともであると感じたでしょう。反対に被告の言い分だけを聞けば、被

2014年7月23日、千葉県弁護士会松戸支部

役割を果たしました。

そこで、弁護団は、国賠請求における主張の柱の一つとして、検察官が起訴をした当時、持っていた全証拠を真摯に検討すれば、櫻井さんが無罪であることは分かったはずなのに、これを隠して、あるいは見て見ぬふりをして起訴をしたことは違法だとして国の責任を追及しています。

この検察官の行為が違法かそうでないかを判断するためには、当時、検察官が手に持っていた全証拠が、国賠訴訟の法廷

告の主張がもつともであると感じたと思います。一方の立場の言い分だけを疑うことなく受け容れるのではなく、違う視点から事実を見つめ直すことで、初めて、その事実の持つ意味合いが浮かび上がるのです。参加した生徒さんたちも苦労して自分の頭でよく考えてくれていました。

ちょっと最近の話題に話を交えてみます。「国の秘密が漏れては大変だから、国が秘密を指定して守ることが必要なんだ！」それだけ聞くと、なんとなくそれっぽい気が

に提出される必要があることは明らかです。そのため、弁護団は、国に対し、すべての証拠を開示するよう、あの手この手で求めています。国は

「見せることのできない証拠」がたくさんあるのだらうと思わざるを得ません。国民の税金を使って収集した証拠を、国民

するかもしれません。あるいは「外国からアメリカ人が攻められては、日本人の老人や幼い子を守れない。日本がアメリカを守ることは日本国民を守る

えがいい気がするかもしれません。しかし、想像力を巡らせ、違う視点から自分の頭で考えると、これらの言い分がどういう意味を持っているのか気付けはまずです。

法教育が必要なのは、子供たちだけではなくのかもしれない。

友の会  
コーナー

のため、何よりも嫌疑をかけられた被疑者・被告人のために開示すること、こんな当たり前のことが

昨年10月25日(土)に「友の会」ためになる講座「こびつと相続」を開催



友の会ためになる講座で講師を務める萩原弁護士(左)と長浜弁護士

当たり前に行われる刑事司法を実現しなければなりません。今後とも布川国賠訴訟へのご支援を、

しました。講師は当事務所 萩原弁護士と長浜弁護士が行い、当日は44名の方が参加されました。学習会は、弁護士同士の掛け合いやグループディスカッション形式で行われました。例題などを用い、相続が発生したときにどうしたらよいかなどを学習しました。

12月4日(木)友の会忘年会を柏のザ・クレスタホテルにて開催しました。生憎の雨でしたが70名の方に参加をいただきました。来年は更に多くの方に参加いただければと思っております。

今後の友の会行事のご案内  
■ためになる講座 2月21日(土)に午後2時から、松戸市民会館301号室にて。  
■友の会総会(ミニ講座あり) 4月11日(土)伊勢丹バンケットルームにて。  
(お問い合わせは東葛総合法律事務所まで)

編集後記

今年もカットびで新年の挨拶をさせていただきます。

現の自由を考えるうえで、重要な問題を提起していきます。ぜひ記事を一読ください。

負けれない闘いが続いております。法教育は、物事を多面

昨年に行われた選挙、皆さんどのように受け止めましたか。集団的自衛

権のような議論の分かれる争点はあえて取り上げず、経済政策のみを強調し、結果が全てと言わんばかりに勢いづく与党。戦後最低の投票率が示す国民の政治への無関心・絶望感、国民と国政の距離は広がる一方です。(HA)

